

資 料 提 供	担 当	滋賀労働局 労働基準部 賃金室 賃金室長 足立 育弘 労働基準監督官 田原 裕子 (直通) 077-522-6654
滋賀労働局発表 令和7年8月8日		

報道関係者 各位

滋賀県最低賃金の改正答申について

——— 63円引き上げて、時間額 1,080円に ———

滋賀地方最低賃金審議会は、8月8日(金)、滋賀労働局長に対し、滋賀県最低賃金を63円引き上げて、時間額 1,080円に改正決定することが適当であるとの答申を行った。

滋賀地方最低賃金審議会（会長 木下 康代）は、本年7月8日(火)に滋賀労働局長（多和田 治彦）から「滋賀県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、滋賀県最低賃金専門部会を設置して調査審議を重ねてきた結果、8月8日(金)、滋賀労働局長に対し「時間額 1,080 円」とする旨の答申を行った。

この「時間額 1,080 円」は、現行の滋賀県最低賃金(時間額 1,017 円)を「63 円」引き上げるものであり、引上額、引上率ともに過去最大となっている。

滋賀地方最低賃金審議会においては、滋賀県の経済実勢や現下の雇用・経済状況等を踏まえて慎重な審議を重ね、答申をまとめたものである。

今後は、この答申内容についての公示などの諸手続を経て、滋賀県最低賃金が改正されることとなる（10月上旬の効力発生を予定。）。

【参考】

1 滋賀県最低賃金額の推移

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
最低賃金額	896 円	927 円	967 円	1,017 円	1,080 円
引上額	28 円	31 円	40 円	50 円	63 円
引上率	3.23%	3.46%	4.31%	5.17%	6.19%

2 最低賃金制度とは

最低賃金法(昭和34年法律第137号)に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度である。

仮に、最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは法律により無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされる。

最低賃金には、産業にかかわらず地域内のすべての労働者に適用される都道府県別の「地域別最低賃金」と特定の産業に働く労働者に適用される「特定(産業別)最低賃金」の2種類がある。

3 最低賃金法(抜粋)

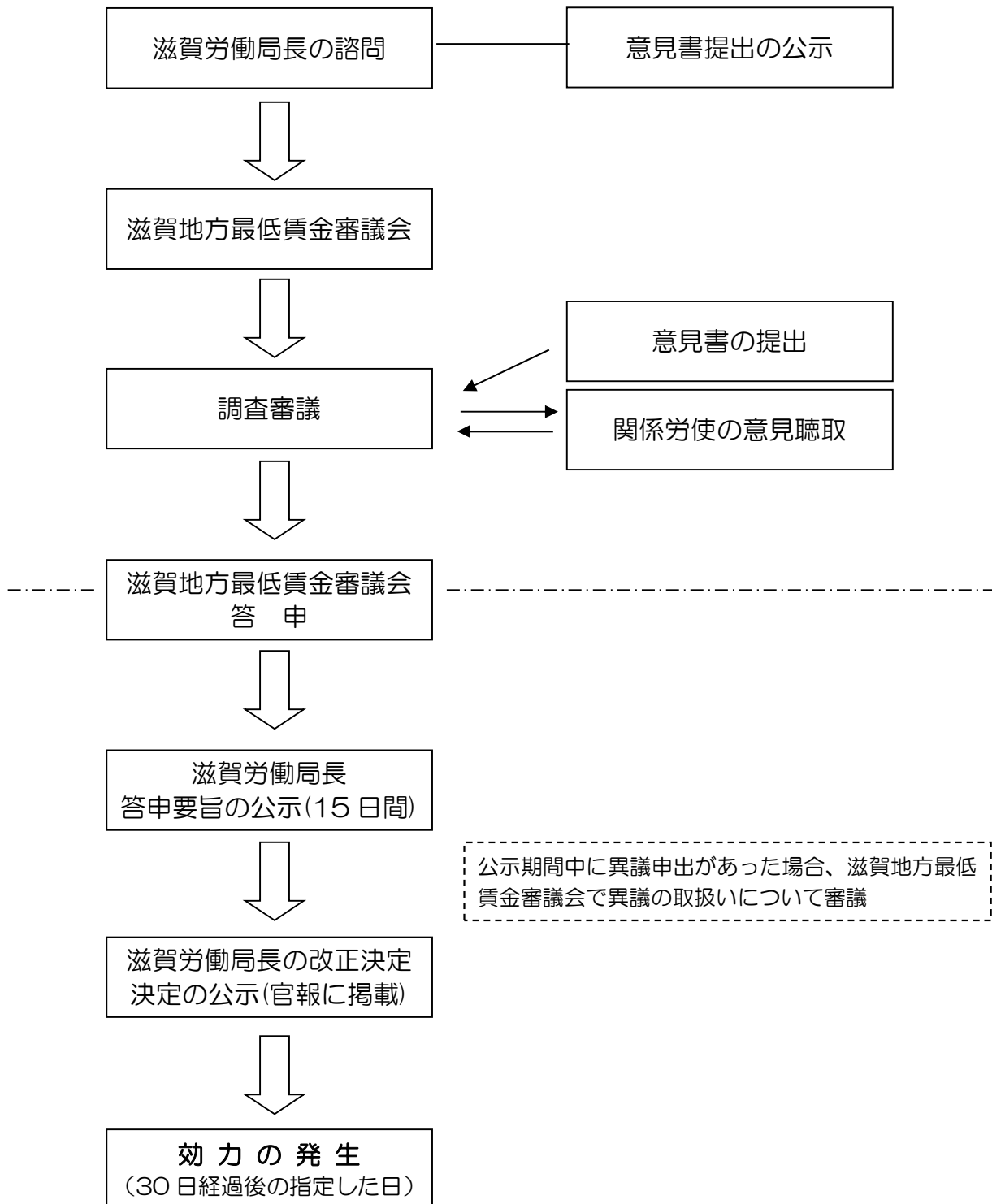
(地域別最低賃金の原則)

第9条 賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障するため、地域別最低賃金(一定の地域ごとの最低賃金をいう。以下同じ。)は、あまねく全国各地域について決定されなければならない。

2 地域別最低賃金は、地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めなければならない。

3 前項の労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする。

4 地域別最低賃金の決定の仕組み



滋賀県最低賃金改正状況一覧(年度別推移)

区分 年度別	時間額 (円)	引上額 (円)	引上率 (%)	発 効 日	備 考
平成14年度	651	0	0.00	—	改正なし
平成15年度	651	0	0.00	—	改正なし
平成16年度	652	1	0.15	H16.10.1	
平成17年度	657	5	0.77	H17.10.1	
平成18年度	662	5	0.76	H18.10.1	
平成19年度	677	15	2.27	H19.10.25	
平成20年度	691	14	2.07	H20.10.18	
平成21年度	693	2	0.29	H21.10.1	
平成22年度	706	13	1.88	H22.10.21	
平成23年度	709	3	0.42	H23.10.20	
平成24年度	716	7	0.99	H24.10.6	
平成25年度	730	14	1.96	H25.10.25	
平成26年度	746	16	2.19	H26.10.9	
平成27年度	764	18	2.41	H27.10.8	
平成28年度	788	24	3.14	H28.10.6	
平成29年度	813	25	3.17	H29.10.5	
平成30年度	839	26	3.20	H30.10.1	
令和元年度	866	27	3.22	R1.10.3	
令和2年度	868	2	0.23	R2.10.1	
令和3年度	896	28	3.23	R3.10.1	
令和4年度	927	31	3.46	R4.10.6	
令和5年度	967	40	4.31	R5.10.1	
令和6年度	1,017	50	5.17	R6.10.1	
令和7年度	1,080	63	6.19	R7.10.5(予定)	

木下 滋賀地方最低賃金審議会会長から多和田 滋賀労働局長へ答申

木下会長

多和田局長

